

令和7年度

山梨県私立高等学校等奨学給付金 のお知らせ

この給付金は、私立高等学校等に通学している生徒の保護者の皆さまの授業料以外の教育費（修学旅行費、教科書費等）の負担を軽減する給付金（返済は不要）です。授業料に充てる「就学支援金」とは別の制度です。それぞれの制度で年度ごとに申請が必要です。対象となる方は忘れずに申請してください。

山 梨 県

【支給要件】

令和7年7月1日(基準日)現在で、次のすべての要件に該当する方が対象となります。

- 1 私立高等学校等（専攻科を含む）に在学する高校生等の保護者等で、山梨県内に住所を有している方
- 2 保護者等全員の令和7年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が0円の世帯、又は生活保護（生業扶助）を受給している世帯であること
- 3 私立の高校生等が高等学校等就学支援金の受給権者又は学び直し支援金、専攻科修学支援金の対象の方

注) ア 1及び3の「高校生等」には、次の方は含まれません。（給付の対象外となります。）

- ※ 特別支援学校の高等部及び専攻科に在学されている方
- ※ 児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている方(母子生活支援施設の高校生等を除く。)

イ 3の「高等学校等就学支援金の受給権者」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者のことをいいます。

ウ 給付の決定にあたっては、就学支援金の支給決定等を確認します。

エ 今年度入学以前に高等学校等に在学期間がある方については、修得単位数等を確認させてもらうことがあります。

オ 給付の決定に必要な事項について、関係機関で調査する場合があります。

カ 保護者等が山梨県外に在住の場合は、その都道府県の制度が適用されます。詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

※ 基準日において、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援及び専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に基づく支援を受けている方も、1及び2の要件に該当する場合は、給付の対象となります。詳しくは、この案内の最後に記載の【提出先・問い合わせ先】までお問い合わせください。

※ 7月以降10月末日までに入学する高校生等については、基準日をその入学日として読み替えたうえで、1から3の要件に該当する方が対象となります。

【 給付金の支給額等 】

対象高校生等一人当たりの支給額（年額／年1回支給）

＜参考：通算3回（定時制・通信制は4回。高等学校等専攻科は2回）が上限＞

世帯区分		対象経費	学校区分	支給額（年額）	
①	生活保護世帯の高校生等 （②を除く）	授業料以外の教育に必要な経費	全日制・定時制・通信制	1人当たり 52,600円	
			専攻科	1人あたり 52,100円	
②	道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が0円の世帯の高校生等 （①を除く）		全日制・定時制	1人当たり 152,000円	
			通信制	1人当たり 52,100円	
			専攻科	1人あたり 52,100円	

【 申請手続 】

県への提出〆切は、2回あります。

○第1回目〆切：令和7年9月1日(月) ＜消印有効＞

できるだけ、この〆切に間に合うように提出をお願いします。

○第2回目〆切(最終〆切)：令和7年10月31日(金) ＜消印有効＞

1回目の提出に間に合わなかった方

7月～10月入学の方(基準日が「入学日」となりますのでご注意ください。)

山梨県内の高等学校等に在籍している場合は、学校を経由して県へ提出することになりますので、〆切日は学校の指示に従ってください。

※ 在籍高等学校等が「山梨県内」と「県外」で提出書類・提出方法が異なりますので、それぞれ確認のうえ、提出してください。

山梨県内の高等学校等に在籍する高校生等の保護者等による申請

「高校生等奨学給付金受給申請書(第1号様式)」及び「口座振込依頼書(第3号様式)」または委任状(第4号様式)」に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて、在学する学校へ提出してください。

提出期限については、学校の指示に従ってください。

1 次の世帯区分ごとに必要な書類

(1) 生活保護(生業扶助)受給世帯(申請書第1号様式(その1)に添付)

令和7年7月1日現在の生業扶助の受給を確認できる生活保護受給証明書(別紙様式)又は保護の実施機関が発行している生活保護受給証明書

(2) 上記の(1)以外の世帯((3)を除く。)

次の①②いずれかの書類

① 保護者等全員の個人番号を確認できる書類(申請書第1号様式(その2)に添付)

19ページの「個人番号提出時の本人確認書類について」を確認の上、「個人番号カード(写)等貼付台紙兼同意書(第2号様式)」に次の書類の写し等を貼り付けて提出。

なお、同意いただくことが必要です。(同意いただけない場合は②を提出してください。)

ア 個人番号カード(裏面)、個人番号通知カード等の個人番号確認書類

イ 個人番号カード(表面)、運転免許証等の身元確認書類

② 保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が0円の世帯であることを証明する書類(申請書第1号様式(その1)、(その3)に添付)

ア 保護者等全員の令和7年度の課税証明書等(令和6年中の所得に基づくもの)

※高等学校等就学支援金の収入状況届出の際に、「提出した課税証明書等を本給付金事業で使用することの同意書」を提出している場合は、本給付金事業での課税証明書等の提出を省略できます。

学校は提出済の課税証明書等をコピーのうえ、県へ提出してください。

(3) **その他留意事項**

生徒に保護者等がおらず、「生徒本人」又は「主たる生計維持者」の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出する場合は、**扶養誓約書**又は生徒本人の扶養状況が確認できる書類(生徒本人の健康保険証等のコピー)

2 申請書に記載した申請者本人名義(保護者等の名義)の預金通帳の写し(委任状を提出する場合は必要ありません。)

※ 金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(漢字表記の箇所及び読み仮名表記の箇所ともに必要)が確認できるところをコピーしてください。

3 委任状(第4号様式)(授業料以外の学校徴収金と相殺を希望する場合)

山梨県以外の私立高等学校等に在籍する高校生等の保護者等による申請

「高校生等奨学給付金受給申請書(第1号様式)」及び「口座振込依頼書(第3号様式)」に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて、山梨県(まなび支援課)に提出してください。

1 次の世帯区分ごとに必要な書類

(1) 生活保護(生業扶助)受給世帯(申請書第1号様式(その1)に添付)

令和7年7月1日現在の生業扶助の受給を確認できる生活保護受給証明書(別紙様式)又は保護の実施機関が発行している生活保護受給証明書

(2) 上記の(1)以外の世帯((3)を除く。)

次の①②いずれかの書類

① 保護者等全員の個人番号を確認できる書類(申請書第1号様式(その2)に添付)

19ページの「個人番号提出時の本人確認書類について」を確認の上、「個人番号カード(写)等貼付台紙兼同意書(第2号様式)」に次の書類の写し等を貼り付けて提出。

なお、同意いただくことが必要です。(同意いただけない場合は②を提出してください。)

ア 個人番号カード(裏面)、個人番号通知カード等の個人番号確認書類

イ 個人番号カード(表面)、運転免許証等の身元確認書類

② 保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が0円の世帯であることを証明する書類(申請書第1号様式(その1)に添付)

ア 保護者等全員の令和7年度の課税証明書等(令和6年中の所得に基づくもの)

(3) その他留意事項

生徒に保護者等がおらず、「生徒本人」又は「主たる生計維持者」の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出する場合は、扶養誓約書又は生徒本人の扶養状況が確認できる書類(生徒本人の健康保険証等のコピー)

2 在学証明書(第5号様式)

※ 在籍する高等学校等に証明してもらってください。

※ 学校指定の既存の在学証明書の様式でも可能。

3 申請書に記載した申請者本人名義(保護者等の名義)の預金通帳の写し

※ 金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(漢字表記の箇所及び読み仮名表記の箇所ともに必要)が確認できるところをコピーしてください。

※

【提出先】※持参又は追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号本館2階

山梨県総合県民支援局 まなび支援課 私学振興担当 宛

【 受給資格の認定 】

1回目×切までの提出者：令和7年11月に、認定結果を申請者にお知らせする予定。

2回目×切までの提出者：令和7年12月に、認定結果を申請者にお知らせする予定。

（事務の都合上、お知らせの期日が前後する場合があります）

注）ア 基準日に対象高校生等が休学している場合

- ・ 11月末までの間に在籍する高等学校等が発行する証明書の提出等により、復学の有無を確認したうえで、受給資格の認定を行います（×切日までの申請書等の提出が必要）。
- ・ 11月末までに復学を確認できない場合は、今年度の給付金は不支給となります。
- ・ 復学時期によって受給資格の認定が遅れることがあります。

イ 年度途中の転入者から申請書の提出があった場合は、当該年度に給付金の支給を受けていないことの有無を確認したうえで、給付の決定を行います。

【 給付金の支給 】

※申請者の口座に年額を一括で振り込みます。

1回目×切までの提出者

：令和7年12月上旬頃に指定口座に振り込む予定。

2回目×切までの提出者

：令和7年12月下旬頃に指定口座に振り込む予定。

（事務の都合上、前後することがあります。）

【 申請にあたっての注意事項 】

◆ 申請書の記載について

- ・ 記入にあたっては、7～29ページの「申請書記入例」及び「（別紙）記入上の注意」等をよく読んでください。
- ・ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。
- ・ 申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金を受けた場合は、給付金の全額を直ちに返還していただくこととなります。

◆ 給付金の使途について

- ・ 給付金は、生徒の授業料以外の教育費に使用してください。
- ・ 学校に納入しなければならない経費は、授業料以外にもありますので、未納のないようにしてください。

山梨県私立高等学校等奨学給付金（家計急変世帯への支援）

新型コロナウイルス感染症の影響などで、家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対して、奨学給付金を支給します。

【支給対象者】

次のすべての要件に該当する方が対象となります。

- 1 高等学校等就学支援金、高等学校等学び直し支援金、高等学校等専攻科修学支援金のいずれかの支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯
- 2 保護者等が山梨県内に住所を有する世帯（保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。）
- 3 家計が急変し、保護者等が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯」に相当すると認められる世帯^(※1) 生業扶助受給世帯の方は7月の奨学給付金申請で申し込んでください。

※1 所得割合算額の見込みが非課税の世帯の例

世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯の年収見込	1,704,000 円未満	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満

- ・ この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいます。
- ・ 年収はあくまで目安であり、個別に判定します。

【支給決定方法、提出書類】

家計急変の発生事由を証明する書類等により家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定します。

【提出書類】

- ① 高校生等奨学給付金(家計急変)受給申請書（申請書第1号様式（その3））
- ② 在学証明書（第5号様式）（県外の私立高等学校等に在学する高校生等）
- ③ 家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、収入減少による国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書等）
- ④ 家計急変前後の収入を証明する書類（保護者等全員の最新の課税証明書の写し、会社作成の給与見込、直近の給与明細書（直近3ヶ月分）、年間収支見込計算書、税理士作成証明書書類等）
- ⑤ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類（扶養親族全員の健康保険証の写し、国民健康保険の場合は保険証と扶養誓約書（別紙様式））
- ⑥ 口座振込依頼書（第3号様式）（振込口座の通帳のコピー（表面及び1ページ目）添付）

【申請時期】

家計急変後、随時（令和8年2月まで）

【申請書提出先】

各学校の担当者（県外の私立高等学校等に在籍している高校生等の保護者は山梨県総合県民支援局 まなび支援課へ郵送または持参してください。）

【給付額】

- ① 7月1日までに家計が急変し、県が定める通常の奨学給付金に係る期日までに申請のあった場合は、2ページに記載した額を給付します。
- ② 7月2日以降に家計が急変し、申請のあった場合は、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を給付します。

支給対象者⇔学校⇔まなび支援課 様式及び記入例 一 覧

	文 書 名	作成者 → 提出先	様式	備考
1	受給申請書・記入上の注意	支給対象者 → (学校) まなび支援課	第1号	申請書（様式1-1と1-2）は両面印刷 1-1, 1-2(その1)は課税証明書添付の場合使用 1-1, 1-2(その2)は個人番号添付の場合使用 1-1, 1-2(その3)は家計急変の場合使用
2	個人番号カード(写)等貼付台紙兼同意書	支給対象者 → (学校) まなび支援課	第2号	
3	口座振込依頼書	支給対象者 → (学校) まなび支援課	第3号	
4	委任状	支給対象者 → (学校) まなび支援課	第4号	
5	在学証明書	支給対象者 → (学校) まなび支援課	第5号	学校発行の様式でも可
6	扶養誓約書	支給対象者 → (学校) まなび支援課	第6号	
11	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書	支給対象者 → (学校) まなび支援課	福祉事務所発行の様式でも場合によって可	
12	家計急変による申請理由書	支給対象者 → (学校) まなび支援課	様式1（家計急変）	
13	年間収支見込計算書	支給対象者 → (学校) まなび支援課	様式2内訳書 個人事業主のみ提出	

第1号-1様式(その1)

令和 7 年 〇月〇〇日

山梨県知事 殿

必ず確認しチェックしてください。

※必須項目

高校生等奨学給付金受給申請書

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、山梨県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は山梨県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒 400-8501	ふりがな	かい たろう
	甲府市丸の内1-6-1	申請者氏名	甲斐 太郎
高校生等との関係	TEL (055) 223-1322		
	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 生徒本人 ・ その他 ()		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【対象となる高校生等について】

ふりがな	かい いちろう	生年月日	昭和 平成 18 年 5 月 5 日
氏名	甲斐 一郎		
在学する学校	学校の名称	〇〇〇〇高等学校	
		国立 ・ 公立 ・ 私立	
	学校の種類・課程・学科	高等学校(全日制)	
	学校の所在地	〇 〇 都道府県 〇 〇 市区町村 〇〇〇〇	
学校設置者の名称	学校法人 〇〇〇〇		
在学期間	令和6年4月1日 ～ 年 月 日		
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
			在学中に給付金を受給した回数
			なし 1回 2回 3回 4回 不明
			□ □ □ □ □ □
学校名 立	～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
			なし 1回 2回 3回 4回 不明
			□ □ □ □ □ □

記入上の注意を確認のうえ、記入してください。

ふりがな		生年月日	昭和 平成 年 月 日
氏名			
在学する学校	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立	
		学校の種類・課程・学科	
	学校の所在地	都道府県 市区町村	
	学校設置者の名称		
在学期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
			在学中に給付金を受給した回数
			なし 1回 2回 3回 4回 不明
			□ □ □ □ □ □
学校名 立	～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
			なし 1回 2回 3回 4回 不明
			□ □ □ □ □ □

(注) 年は元号を用いて記載すること。

第1号-1様式(その1)

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐ 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

- (2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	☒	親権者(両親)2名分
②	☐	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合、成人に達している場合 等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替える。

生活保護世帯以外の方は必ずチェックして

※(2)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☒ 私の世帯は、認定基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

※必須項目

- (3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者でない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を 得ていない場合
--------------------------	--

生活保護世帯以外の方は必ずチェックして

※(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐ 私の世帯は、認定基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

※必須項目

【山梨県内の高等学校に在学する場合】

高等学校等就学支援金の収入状況届出に際して、提出した課税証明書等を本給付金事業で使用するの同意書を提出している場合は、本給付金事業での課税証明書の提出を省略できます。

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 (2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ (2)⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 生計維持者とは、

①生徒に父母がいる場合

当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（２名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）

②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（１）～（４）に掲げる者である場合

当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

（１）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

（２）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

（３）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

（４）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ 【２．生計維持者の収入の状況について】①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

ハ 【２．生計維持者の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の１人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。

ニ 【２．生計維持者の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）１名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ロ ２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請をしてください。

ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

表面 【個人番号対応版】

申請書記載例

第1号-1様式(その2)

令和7年 ○月○○日

山梨県知事 殿

必ず確認しチェックしてください。

※必須項目

高校生等奨学給付金受給申請書

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、山梨県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は山梨県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒 400-8501	ふりがな	かい たろう
	甲府市丸の内1-6-1	申請者氏名	甲斐 太郎
高校生等との関係	Tel (055) 223-1322 親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他（ ）		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【対象となる高校生等について】

ふりがな	かい いちろう	生年月日	昭和 平成 18 年 5 月 5 日
氏名	甲斐 一郎		
在学する学校	学校の名称	〇〇〇〇高等学校 国立・公立・ <u>私立</u> 学校の種類・課程・学科： 高等学校(全日制)	
	学校の所在地	〇 〇 都道府県 〇 〇 市区町村 〇〇〇〇	
	学校設置者の名称	学校法人 〇〇〇〇	
	在学期間	令和6年4月1日 ～ 年 月 日	
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	～ 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 在学中に給付金を受給した回数 なし 1 2 3 4 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	学校名 立	～ 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 在学中に給付金を受給した回数 なし 1 2 3 4 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

記入上の注意を確認のうえ、記入してください。

ふりがな		生年月日	昭和 平成 年 月 日
氏名			
在学する学校	学校の名称	国立・公立・私立 学校の種類・課程・学科：	
	学校の所在地	都道府県 市区町村	
	学校設置者の名称		
	在学期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	～ 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 在学中に給付金を受給した回数 なし 1 2 3 4 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	学校名 立	～ 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 在学中に給付金を受給した回数 なし 1 2 3 4 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

第1号－1 様式（その2）

【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】（該当する□にレ印を付けてください。）

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（生徒本人の個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等）を提出します。

☐ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

- （2）次の者の個人番号カードの写し等（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等）を提出します。

①	☒	親権者（両親）2名分
②	☐	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合 等 ・（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み

※ （2）に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☒	私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。	※必須項目
-------------------------------------	---	-------

※ 個人番号カードの写し等を提出する保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

（ふりがな） 氏 名	生徒との 続 柄	（ふりがな） 氏 名	生徒との 続 柄
かい たろう 甲斐 太郎	父	かい さくら 甲斐 さくら	母

※ 上記保護者等（専攻科の場合は生計維持者）のその年の1月1日現在の市区町村までの住所を記入してください。

山梨 都 道 府 県 甲 府	区 町 村	山梨 都 道 府 県 甲 府	区 町 村
----------------	-------	----------------	-------

第1号－2様式（その2）

（別紙）

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。

ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により

親権を行う児童相談所長

②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

③法人である未成年後見人

④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきことと

された未成年後見人

⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ (1)に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（生徒本人の個人番号カードの写し等）を提出してください。

ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の個人番号カードの写し等を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

ニ (2)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ホ (2)⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 生計維持者とは、

①生徒に父母がいる場合

当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（２名）。

ひとり親等の場合は父又は母のみ）

②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（１）～（４）に掲げる者である場合

当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

（１）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

（２）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

（３）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

（４）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ 【２．生計維持者の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の１人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。

ハ 【２．生計維持者の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）１名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 都道府県が最新の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

二 ２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第1号-1様式(その3)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

必ず確認しチェックしてください。

高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書

※必須項目

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、山梨県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は山梨県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒 400-8501	ふりがな	かい たろう
	甲府市丸の内1-6-1	申請者氏名	甲斐 太郎
高校生等との関係	TEL (055) 223-1322		
	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他（ ）		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【対象となる高校生等について】

ふりがな	かい いちろう	生年月日	昭和 平成 18 年 5 月 5 日	
氏名	甲斐 一郎			
在学する学校	学校の名称	〇〇〇〇高等学校 国立・公立・私立		
	学校の種類・課程・学科	高等学校(全日制)		
	学校の所在地	〇〇 都道府県 〇〇 市区町村 〇〇〇〇		
	学校設置者の名称	学校法人 〇〇〇〇		
	在学期間	令和6年4月1日 ~ 年 月 日		
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
		~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明
	学校名	立	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
		~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明

記入上の注意を確認のうえ、記入してください。

ふりがな		生年月日	昭和 平成 年 月 日	
氏名				
在学する学校	学校の名称	国立・公立・私立		
	学校の種類・課程・学科			
	学校の所在地	都道府県 市区町村		
	学校設置者の名称			
	在学期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
		~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明
	学校名	立	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
		~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明

(注) 年は元号を用いて記載すること。

第1号-1様式(その3)

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の家計急変の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

①	☒	親権者(両親)2名分
②	☐	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合 等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

※下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐	私の世帯は、認定基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。 ※必須項目
--------------------------	---

第1号－2様式（その3）

（別紙）

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。
- ハ ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の確認書類を提出できない場合」は、⑤及び⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ ①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の確認書類を添付してください。
- ホ ⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
 - ①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
- （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

- (2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- (3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者

□ 【2. 生計維持者の収入の状況について】①に該当するときは、父母全員の確認書類を添付してください。

△ 【2. 生計維持者の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の確認書類を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の確認書類を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。

ニ 【2. 生計維持者の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の確認書類を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式

個人番号カード（写）等貼付台紙兼同意書

山梨県知事 殿

山梨県私立高等学校等奨学給付金認定申請のため、個人番号を提出します。また、本給付金事務を処理するために令和 7 年度の地方税関係情報を取得することに同意します。

令和 7 年 〇 月 〇〇 日

保護者等氏名 甲斐 太郎 印

注）保護者等全員分を提出してください（保護者等が2名いる場合は2枚必要になります）。

個人番号確認書類	個人番号 0 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1 氏名 甲斐 太郎 生年月日 昭和 50年 7 月 10 日 平成	※画像はイメージですので、名前等が異なります ※通知カードは原則として使用できません。 ただし、注②に該当する場合は使用できます。 個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。
身元確認書類	※画像はイメージですので、名前等が異なります ※官公署発行・発給の写真付き証明書等の場合は1つ（運転免許証、旅券等） 官公庁発行の写真なし証明書等の場合は2つ（公的医療保険の被保険者証と年金手帳等） 詳細は裏面をご確認ください。	
備考		

注）①個人番号カードの写し提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。
②通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

個人番号提出時の本人確認書類について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第16条により、個人番号の提供を受ける際には、なりすましを防止するため、本人確認を行うことが義務付けられています。

本人確認に当たっては、「個人番号確認」と「身元確認」の2つの確認を行う必要がありますので、次の(1)(2)両方の本人確認書類の提出をお願いします。

(1) 個人番号確認書類 (①～④のうち、いずれか1つ)

- ① 個人番号カード(裏面)
- ② 個人番号通知カード
- ③ 個人番号が記載された住民票の写し(市町村発行の原本)
- ④ 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

<提出方法>

- ・①個人番号カード(裏面)又は②個人番号通知カードは、コピーを貼付台紙(第2号様式)に貼り付けて提出してください。
- ・①個人番号カード(裏面)又は②個人番号通知カードのコピーが提出できない場合は、③個人番号が記載された住民票の写し(市町村発行の原本)又は④個人番号が記載された住民票記載事項証明書を、貼付台紙(第2号様式)と併せて提出してください。

(2) 身元確認書類 (①～③のうち、いずれか1つ)

- ① 個人番号カード(表面)
- ② 官公署発行・発給の写真付き証明書等 1つ (運転免許証、旅券等)
- ③ 官公庁発行の写真なし証明書等 2つ (公的医療保険の被保険者証と年金手帳等)

【参考】身元確認書類一覧

○官公署発行・発給の写真付き証明書等(上記②に該当。いずれか1つ提出)

「運転免許証」、「運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）」、「旅券」、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「在留カード」、「特別永住者証明書」、「船員手帳」、「狩猟・空気銃所持許可証」、「電気工事士免状」、「宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証)」、「無線従事者免許証」、「税理士証票」、「戦傷病者手帳」、「写真付き身分証明書」、「写真付き学生証」、「写真付き社員証」など

○官公庁発行の写真なし証明書等(上記③に該当。いずれか2つ提出)

「国民健康保険被保険者証」、「健康保険被保険者証」、「船員保険被保険者証」、「後期高齢者医療被保険者証」、「介護保険被保険者証」、「健康保険日雇特例被保険者手帳」、「国家公務員共済組合組合員証」、「地方公務員共済組合組合員証」、「私立学校教職員共済制度の加入者証」、「国民年金手帳」、「児童扶養手当証書」、「特別児童扶養手当証書」、「生活保護受給者証」、「恩給の証書」、「印鑑登録証明書(※)」、「戸籍附票の写し(謄本もしくは抄本)(※)」、「住民票の写し(※)」、「住民票記載事項証明書(※)」、「身分証明書(写真なし)」、「学生証(写真なし)」、「社員証(写真なし)」など

<提出方法>

- ・それぞれコピーを貼付台紙(第2号様式)に貼り付けて提出してください。
- ・※については、市区町村から発行された日から6ヶ月以内の原本を、貼付台紙(第2号様式)と併せて提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第3号様式

口座振込依頼書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

必ず連絡がつく電話番号を記載して下さい

住 所	〒	必ず申請者(保護者等)の氏名を記入し押印してください。
申請者氏名		
電話番号		

山梨県高等学校等奨学給付金が認定された場合は、下記口座へ振り込んでください。

該当する項目にチェック ☒ してください。

- 下記の口座は、
- ☐ 新規に登録します。(または、昨年度の申請と異なる口座です。)
 - ☐ 昨年度に山梨県へ申請した口座と変更ありません。

注 意

- 給付金の受領口座は、申請者(保護者)本人名義の口座とすること
- 金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義等が確認できるもの(通帳の写し等)を裏面に添付すること

振込先金融機関名	銀行 店 金庫 出張所 農協 所 組合 支店							
金融機関コード					支店コード			
預貯金種別 (どちらかに○)	普通預金 ・ 当座預金							
口座番号 右詰で記入								
フリガナ								
口座名義人								

裏面に、通帳(金融機関名・口座番号・口座名義等が分かるもの)貼付して下さい。

(裏面)

通帳(金融機関名・口座番号・口座名義等が分かるもの)貼付欄

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

委 任 状

私が支給を受ける山梨県高等学校等奨学給付金を授業料以外の教育に必要な経費に充てることについては、以下の高等学校の学校長に委任することを了承します。

生徒氏名

申請者氏名

申請者住所

〒

⑩

1号様式(申請書)の申請者
と同じ申請者を記入して押
印してください。

委任先の 学校名	高等学校
-------------	------

第5号様式

在学証明書

下記の者は、令和 年7月1日現在、当高等学校に在学していることを証明します。

氏 名	(ふりがな)			
	姓		名	
生年月日	昭和 平成 年 月 日			
学 年		課 程 (該当するものに○)	全日制 定時制 通信制	
高等学校等就学支援金の受給権		☐ あり ☐ なし		

令 和 年 月 日

高等学校
学校長 印

(注) 既存の在学証明書の様式でも可能。

令和 年 月 日

扶 養 誓 約 書

山梨県知事 殿

扶養者住所：

扶養者氏名：

以下の事項を必ず確認の上、□にレ印及び必要事項を記入してください。

□この誓約書の記載内容は、事実と相違ありません。

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

①被扶養者氏名	
①被扶養者との続柄（注）	
②被扶養者氏名	
②被扶養者との続柄（注）	
③被扶養者氏名	
③被扶養者との続柄（注）	

（注）扶養者から見た被扶養者との続柄を記載してください。

別 紙

※高校生等本人の個人番号カードの写し又は「生活保護受給証明書」等により、
認定基準日現在の高校生等本人に係る生業扶助(高等学校等就学費)の措置
状況が確認できる場合は、代用を「可」とする。

生活保護法(昭和25年法律第144号第36条の規定による
生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書

令和 年 月 日

市福祉事務所長

印

次の世帯が、令和 年7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)
第36条の規定による生業扶助(高等学校就学費)の受給中であることを証明する

世帯主氏名	住 所		
世帯員氏名			
氏 名	続柄	生年月日	保護開始日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
証明書の使用目的 (例)高校生等奨学給付金の受給手続きのため			
備考			
		担当課名 連絡先	

様式 1 (家計急変)

家 計 急 変 に よ る 申 請 理 由 書

令和 年 月 日

申請者氏名

対象となる高校生等氏名

在学する学校名

下記の理由により、高校生等奨学給付金受給(家計急変)を申請します。

【申請理由】

(定年退職等、事前に予想できる場合の収入の減少は支給の対象とはなりません。)

例1	会社員等	取引先企業の倒産により勤務する会社の業績が悪化し、今後1年間の年収見込みが「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯」に相当するため。
例2	自営業	取引先企業倒産の影響により経営している事業の縮小、閉鎖を余儀なくされ、今後1年間の年収見込みが「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯」に相当するため。
□		(具体的な申請理由を記入してください。)

※特に申し述べたい理由等がある場合は下記に記入してください。

様式2（家計急変）

年間収支見込計算書（個人事業主の方のみ提出）

住所 _____

名前 _____ 印

令和 年 月 ～ 令和 年 月分

※ 1年間の所得見込を換算して記入してください。

科目		金 額 (円)
収入	① 売上金額	
	② その他の収入	
	③ 収入合計(①+②)	
売上原価	④ 期首商品棚卸高	
	⑤ 仕入金額	
	⑥ 期末商品棚卸高	
	⑦ 売上原価(④+⑤-⑥)	
経費	a 給料工賃	
	b 外注工賃	
	c 減価償却費	
	d 貸倒金	
	e 地代家賃	
	f 利子割引料	
	g 租税公課	
	h 荷造運賃	
	i 水道光熱費	
	j 旅費交通費	
	k 通信費	
	l 広告宣伝費	
	m 接待交際費	
	n 損害保険料	
	o 修繕費	
	p 消耗品費	
	q 福利厚生費	
	r 雑費	
	s その他の経費	
	⑧ 経費計(a～sまでの計)	
所得	⑨ 所得金額(③-⑦-⑧)	

様式2 (家計急変) 内訳書

年間収支見込計算 (月別内訳)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

令和 年 月 ~ 令和 年 月分 ※1年間の所得見込を換算して記入してください。

		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	年間合計
科目		金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)
収入	① 売上金額													
	② その他の収入													
	③ 収入合計(①+②)													
売上原価	④ 期首商品棚卸高													
	⑤ 仕入金額													
	⑥ 期末商品棚卸高													
経費	⑦ 売上原価(④+⑤-⑥)													
	a 給料工賃													
	b 外注工賃													
	c 減価償却費													
	d 貸倒金													
	e 地代家賃													
	f 利子割引料													
	g 租税公課													
	h 荷造運賃													
	i 水道光熱費													
	j 旅費交通費													
	k 通信費													
	l 広告宣伝費													
	m 接待交際費													
	n 損害保険料													
	o 修繕費													
	p 消耗品費													
	q 福利厚生費													
	r 雑費													
	s その他の経費													
	⑧ 経費計(a~sまでの計)													
所得	⑨ 所得金額(③-⑦-⑧)													

【提出先・問い合わせ先】

山梨県総合県民支援局まなび支援課私学振興担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

TEL 055-223-1322 FAX 055-223-1781